

# 短期利用共同生活介護サービス重要事項説明書

## (地域密着型サービス)

当事業所は阿波市の指定を受けています。

事業所番号 3671600272

当事業所は、契約者（利用者）に対して短期利用共同生活介護サービスを提供します。  
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 1. 事業経営法人

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 白寿会        |
| (2) 法人所在地 | 徳島県徳島市住吉四丁目11番10号 |
| (3) 電話番号  | 088-626-1080      |
| (4) 代表者名  | 理事長 庄野 光昭         |
| (5) 設立年月  | 大正5年1月1日          |

### 2. 事業所の概要

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 事業の目的    | 認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、短期利用共同生活介護計画に基づき、住み慣れた地域で家庭的な環境の中、日常生活の介護を通じて、安心と尊厳のある生活を営むために必要な日常生活上の世話や日常生活の中での機能訓練等を行い、利用者が長期にわたり安心かつ快適に暮らせる生活の場となることを目的とします。 |
| (2) 事業所の名称   | グループホーム御所（短期利用型）  |
| (3) 事業所の所在地  | 徳島県阿波市土成町宮川内字神田133番地1   |
| (4) 連絡先      | TEL 088-695-5533<br>FAX 088-695-5534  |
| (5) ユニット数・定員 | 2ユニット・2名（1ユニット 1名）  |
| (6) 開設年月日    | 平成17年8月1日   |
| (7) 営業日      | 年中無休<br><br>(面会時間は基本的に24時間可能ですが、早朝や深夜等に面会に来られる場合は事前にお申し出下さい。感染症の流行やその他やむを得ない場合においてはその限りではありません。その場合には施設から面会対応時間の変更を周知させていただきます。なお、反社会勢力に属する者の面会はお断りします。)      |
| (8) 建物の概要    | 構造：鉄骨造2階建て<br>面積：1F 316.50㎡ 2F 294.50㎡<br>合計 611.00㎡  |

### 3. 職員の体制

- (1) 管理者 永濱 千春
- (2) サービス計画作成担当者 廣瀬 仁美 ・ 吉本 麻美
- (3) 職員数 日中 利用者3名に対し介護・看護職員が1名以上  
夜間 2ユニットで夜勤者が2名
- (4) 勤務時間 [常勤]
- |    |            |    |             |
|----|------------|----|-------------|
| 早出 | 7:30～16:30 | 日勤 | 9:00～18:00  |
| 遅出 | 9:30～18:30 | 夜勤 | 16:30～翌9:30 |

### 4. 当施設が提供するサービスと利用料金

#### (1) 介護保険給付対象サービス（契約書第5条第2項参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割または8割または7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

#### ①入浴

- 入浴は毎回本人の健康を確認して行います。

#### ②排泄

- 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ③健康管理

- 医師または協力医療機関の看護師、介護職員と連携しながら、健康管理を行います。

#### ④レクリエーション活動

- 日常生活を活性化する為に種々のレク活動を実施し楽しみのある生活になるよう援助をします。

#### ⑤その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できるかぎり日常の生活が活性化するように配慮します。
- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうよう配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

※加算内容については、別紙1を参照

#### (2) 介護保険給付対象とならないサービス（契約書第5条第3項参照）

以下のサービスについては、利用料金の全額または一部が利用者のご負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

#### ① 食事

- 食事は職員と共同で、栄養ならびに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を作ります。
- 利用者の自立支援のため食堂にて食事をとっていただくことを原則とします。

(標準食事時間)

朝食	7時00分～8時00分	昼食	12時00分～13時00分
夕食	17時30分～18時30分	おやつ	15時00分

## ②各種行事の実施

- ・ 利用者の希望により特別なレク活動や各種行事等に参加して頂くことができます。

## ③寝具リース

- ・寝具リースについては、リース利用とさせていただきます。毛布など必要な方は、ご持参下さい。

## ④理美容サービス

- ・ 月に一度、美容師による出張美容サービスをご利用いただけます。その他のご指定美容等については、実費をご負担いただきます。

## ⑤複写物の交付

- ・ 利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

## (3) サービス利用料金（契約書第6条・7条参照）

利用料金については、別紙1料金表を参照

- ① 利用料金・費用は、契約終了後に計算し、ご請求しますので、翌月末日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。（利用日数に基づいて計算した金額となります。）
  - ア．お支払いは、御所園事務所で現金支払い、もしくは「ゆうちょ銀行」からの口座振替にてお願い致します。口座振替をご希望される方は、ゆうちょ銀行に「自動払込利用申込書」の提出が必要です。ご希望の際はお申し出ください。なお、口座振替をご利用の場合は施設利用料に加えて自動払込手数料10円が必要となります。口座振替の場合、毎月25日、25日が土・日・祝日の場合は翌営業日が振替日となります。万が一お引き落としができなかった場合、施設窓口でのお支払いとなります。
  - イ．日用品（お椀、箸、テレビ、個人使用の車椅子、ポータブルトイレ等）は各自で御準備下さい。
  - ウ．利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等には、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金を請求いたします。
- ② 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額いったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額と食材料費および家賃等を除く金額が介護保険から払戻しされます。（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。要支援1、または自立と認定された場合には、要支援2を基準とした料金をお支払いいただきます。要支援2と認定された場合は、介護予防短期利用共同生活介護サービスの契約をして頂き、料金については要支援2に基づいた利用金をお支払いいただきます。
- ③ 保険者から給付額の変更通知があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更させていただきます。
- ④ 家賃につきましては、日割り計算にさせていただきます。共益費・寝具リースにつきましては、本来の入居者様と協議の上、別途計算させていただきます。

## 5. 利用の条件

- (1) 要介護1～5の方で、認知症状のある方。
- (2) 共同生活を営むことに支障がない方。

- (3) 自傷他害の恐れのない方。
- (4) 常時医療機関において治療する必要のない方。
- (5) 事業者の運営に賛同できる方。
- (6) 原則として、阿波市内に住所がある方。

## 6. 契約解除

- (1) 要介護認定で、自立または要支援1と認定された場合。
- (2) 利用者が死亡した場合。
- (3) 利用者または契約者が契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合。
- (4) 事業者が契約の解除を通告し、予告期間を満了した場合。
- (5) 本来の入居者様が戻られた場合。
- (6) 原則として阿波市以外へ転出した場合。
- (7) 利用者または契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (8) 利用者または契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- (9) 利用者または契約者が、事業者またはサービス従事者もしくは他の施設利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (10) 利用者の病状・心身状態の変化により、事業者の提供できない医療行為や介護サービスが必要となった場合等、事業者によるサービス提供では適さないと事業者が判断した場合。
- (11) 利用者または契約者から、脅迫的な言動、事業者の許容できる範囲を超えた苦情の申し立て、または事業者の対応できない要求や要望がなされ、事業者からの回答にもかかわらずそれらの行為が繰り返された場合。
- (12) 利用者が連続して3か月以上病院または診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合、または3か月を待たず医師より退院が困難と判断された場合。

## 7. 就業環境の確保

当事業所は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が侵害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

## 8. 事業者の義務（契約書第8条、9条参照）

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) 利用者の急性期および日常的な健康管理について、医師、看護師または介護職員と連携を図ります。
- (3) 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出そ

の他必要な訓練を年2回行います。

- (4) 利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。また、虐待防止に関し、責任者の選定や従業者への研修を行い組織内の体制を整備し、虐待防止のための取り組みを指針に従って行います。
- (5) 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間満了の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。また、事業者は要介護認定の有効期間内であっても利用者の介護状態に変化があった場合には適宜要介護の区分変更申請を行います。その際、事前に契約者または家族に申請についての説明をする事とします。
- (6) 事業者およびサービス従事者はサービスを提供するにあたって知り得た利用者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。従業者の退職後においても同様に管理徹底を図ります。(守秘義務)  
但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
- (7) 当事業所は、各関係機関からの要請を受け福祉人材の育成のために、各種の実習生を受け入れますが、利用者に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。実習後においても何人たりとも漏らす事のなきよう管理の徹底をさせていただきます。
- (8) 当事業所は、記録の閲覧・複写について、原則として利用者或いはその契約者のみが可能とし、それ以外は別途個人情報の保護に関する方針により対応します。

## 9. 身元引受人

- (1) 契約者を身元引受人とさせていただきます。
- (2) 利用者に関する事や、介護に対する連絡事は、身元引受人様にのみ連絡させていただきます。
- (3) 御家族の方からの要望等も契約者様を通して御連絡して下さいますようお願い致します。

## 10. 利用者の施設利用等に対する留意事項

- (1) 利用の際は、医師の診断書をお持ちください。また、利用者の馴染みの食器・家具・日用品御家庭で使用されているものを持参下さい。
- (2) 喫煙は可能な限り、決められた場所で行います。
- (3) 金銭管理については、基本的にはお預かりいたしません。希望のある場合は、管理者との話し合いにより決定いたします。
- (4) 利用者の衣類につきましては、縮みやすいセーター・シルク・レース等のお持ち込みはできるだけ御遠慮させていただきます。また、クリーニング等が必要な衣類については、ご家族の方をお願いしております。
- (5) 御家族が御来所の際には、季節に応じた衣類等の御用意をお願いします。
- (6) 衣類には、名前の記入をお願いします。
- (7) 外出等で食事を召し上がらない場合は、食材の発注等がありますので、お手数ですが2日前までに職員までお申し出下さい。なお、当日になると、食材費を頂く場合があります。

## 11. 緊急時および事故発生時の対応

利用者の病状の急変等、緊急の事態が発生した場合、速やかに協力医療機関に連絡すると共に、あらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

また、またその被害の拡大防止に努め、必要な措置を医療機関にさせていただきます。

## 12. 協力医療機関

医療機関の名称 所在地	医療法人 御所診療所 徳島県阿波市土成町吉田字原田市の四 31
----------------	------------------------------------

医療機関の名称 所在地	JA 徳島厚生連 阿波病院 徳島県阿波市市場町市場字岸ノ下 190 番地 1
----------------	---

医療機関の名称 所在地	医療法人 美摩病院 徳島県吉野川市鴨島町上下島 4 9 7
----------------	----------------------------------

医療機関の名称 所在地	訪問看護ステーションみま 徳島県吉野川市鴨島町上下島 4 9 5 - 1 3
----------------	---

### 協力精神科医

医療機関の名称 所在地	つかさクリニック 徳島県板野郡北島町中村上地 8 番地の 1
----------------	-----------------------------------

### 協力歯科医療機関

医療機関の名称 所在地	うやま歯科 徳島県徳島市西大工町 1 丁目 8 番地
----------------	-------------------------------

### ★利用者希望病院

医療機関の名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

### 13. 苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、下記の窓口までお申し出下さい。

○グループホーム御所 苦情受付担当者

【職名】 管理者 【氏名】 永濱 千春

行政機関その他苦情受付機関

第三者委員	
田村 二男 様	電話番号 (088) 695-4153
廣海 美穂子 様	電話番号 (088) 696-2054
増田 守 様	電話番号 (088) 695-2680
中江 弘美 様	電話番号 (088) 602-8712 (呼) 勤務先：徳島文理大学
阿波市 介護保険課	所在地 阿波市市場町切幡字古田201番地1 電話番号 (0883) 36-6814
国民健康保険団体連合会	所在地 徳島市川内町平松若松78-1 電話番号 (088) 666-0111
徳島県社会福祉協議会	所在地 徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター3階 電話番号 (088) 654-4461

### 14. 個人情報保護方針

#### 1. 個人情報に関する法令・規範の遵守

業務上で個人情報の保護に関する法令および行政機関等が定めた個人情報保護に関する条例・規範・ガイドライン等を遵守します。

#### 2. 個人情報保護施策の強化

個人情報が分散した形で蓄積される可能性を排除し、適切な個人情報の収集、利用および提供が行われる体制設備の向上を図ると共に、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏えいの予防に努め、万一の問題発生等には速やかな是正対策を実施します。

#### 3. 個人情報保護に関する意思統一の徹底

個人情報の取り扱いに関する規程を明確にし、従事者に周知徹底します。また、取引先等に対しても適切に個人情報を取り扱うよう要請します。

#### 4. 個人情報保護活動を継続的に改善・推進

自主的に的確な個人情報の保護措置が講じられるよう、個人情報の取り扱いに関する内部規程を定期的に見直し、これを遵守するとともに、職員の教育・研修を徹底し推進致します。

## 15. 個人情報の利用目的

グループホーム御所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〈グループホーム内部での利用に必要なサービス〉

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
  - 入退居等の管理
  - 会計・経理
  - 事故等の報告
  - 当該利用者の介護サービスの向上

〈他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〉

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - 利用者の診療にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - 検体検査業務の委託その他の業務委託
  - 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
  - 保険事務の委託
  - 審査支払機関へのレセプトの提出
  - 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

### 【上記以外の利用目的】

〈当事業所の内部での利用に係る利用目的〉

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
  - 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - 当事業所において行われる学生の実習への協力
  - 当事業所において行われる事例研究

〈他の事業者等への情報提供に係る利用目的〉

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
  - 外部監査機関への情報提供



## 16. 反社会勢力の排除（契約書 第七章 第23条参照）

当施設は反社会的勢力とは利用契約をいたしません。また、契約締結後に契約者または利用者が反社会的勢力と判明した場合には当施設は何らかの催告もなく契約を解除しサービスの利用を中止とさせていただきます。

### 個人情報・情報提供使用同意書

サービス契約の締結に当たり、個人情報保護法・情報提供利用目的について説明を行いました。

説明者名 \_\_\_\_\_

私（利用者およびその家族）の個人情報・情報提供利用目的について、別紙に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代筆者 氏 名 \_\_\_\_\_ 続 柄 \_\_\_\_\_

契約者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 続 柄 \_\_\_\_\_

身元保証人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_

## 17. 認知症高齢者グループホームに係る情報提供の項目

(平成17年 8月現在)

### 1) 事業主体の概要

グループホーム名	グループホーム御所	事業主体名	社会福祉法人 白寿会
		代表者名	理事長 庄野 光昭

### 2) 事業の目的および運営の方針

- ・ 介護計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう認知症の状況等、利用者の心身状況を踏まえて入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を提供する。
- ・ 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- ・ 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所・介護老人福祉施設、その他保健、医療、福祉サービスを提供するものと密接な連携に努める。

### 3) 組織の概要

所在地および連絡先	〒771-1508 阿波市土成町宮川内字神田 133-1	tel 088-695-5533 fax 088-695-5534
交通の便 (最寄りの交通機関等)	JR鴨島駅より車等で約20分	
開設年月日	平成17年8月1日	ユニット数と利用定員 2ユニット 18人
グループホームの併設施設	指定介護老人福祉施設 御所園 御所園短期入所生活介護事業所 デイサービスセンター 御所 ヘルパーステーション 御所 ケアハウス 御所 御所居宅介護支援センター	

### 4) 建物の概要

都市計画法上の用途地域	指定なし
建物形態	併設型
建物構造	鉄骨造2階建て
広さ	敷地面積 718.93 m <sup>2</sup> 延床面積 611.00 m <sup>2</sup> 1室あたりの居室面積 12.3 m <sup>2</sup> (収納含む)
二人部屋の有無	無し

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人白寿会 グループホーム御所

説明者職名\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

代筆者 氏名\_\_\_\_\_ 続柄\_\_\_\_\_

契約者 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_ 続柄\_\_\_\_\_

身元保証人 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_ 続柄\_\_\_\_\_

(別紙1)

グループホーム御所

介護サービス料金 (1割負担)

短期利用共同生活介護費Ⅱ型(1日につき)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担金	781	817	841	858	874
医療連携体制加算Ⅰハ					37
生産性向上推進体制加算/月					10
サービス提供体制強化加算Ⅰ/日					22
小計					
介護職員等処遇改善加算Ⅰ					18.6%(令和6年6月より算定)
介護職員処遇改善加算Ⅰ					11.1%(令和6年5月まで)
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ					3.1%(令和6年5月まで)
介護職員等ベースアップ等支援加算					2.3%(令和6年5月まで)
若年性認知症利用者受入加算					120
認知症行動・心理症状緊急対応加算(1日につき)(7日間限度)					200
その他の介護サービス費	単位/円				
食材料費 (1日につき)	(朝食)280 (昼食)450 (夕食)450 (おやつ)150				
光熱水費 (1日につき)	400				
共益費 (1ヶ月につき)	1,000				
家賃 (1ヶ月につき)	28,000				
寝具リース料 (1ヶ月につき)	2,000				
計					

※但し、理美容代、送迎代等の日常生活費は実費とする。

※介護サービス料金は、介護保険負担割合証に記載された割合となります。

※家賃の徴収について、入居者からせず、日割り計算分1日920円を短期利用共同生活介護の利用者より徴収します。

※寝具リース料及び共益費については、本来の入居利用者との協議により決定します。